

介護老人福祉施設 さわらび 利用料金表 【令和3年8月1日改定】

①基本サービス【従来型個室の場合】

介護 度	内容	保険外費用【A】		1割負担の方		2割負担の方		3割負担の方	
		居住費 【日額】	食費 【日額】	介護サービス 1割負担分【B】	日額の例 【A】+【B】	介護サービス 2割負担分【C】	日額の例 【A】+【C】	介護サービス 3割負担分【C】	日額の例 【A】+【C】
要 介 護 1	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥573	¥1,193	¥35,790	-	-
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥573	¥1,383	¥41,490	-	-
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下	¥820	¥650	¥573	¥2,043	¥61,290	-	-
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超	¥820	¥1,360	¥573	¥2,753	¥82,590	-	-
	第4段階	上記以外の方	¥1,171	¥1,700	¥573	¥3,444	¥103,320	¥1,146	¥4,017
要 介 護 2	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥641	¥1,261	¥37,830	-	-
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥641	¥1,451	¥43,530	-	-
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥820	¥650	¥641	¥2,111	¥63,330	-	-
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥820	¥1,360	¥641	¥2,821	¥84,630	-	-
	第4段階	上記以外の方	¥1,171	¥1,700	¥641	¥3,512	¥105,360	¥1,282	¥4,153
要 介 護 3	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥712	¥1,332	¥39,960	-	-
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥712	¥1,522	¥45,660	-	-
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥820	¥650	¥712	¥2,182	¥65,460	-	-
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥820	¥1,360	¥712	¥2,892	¥86,760	-	-
	第4段階	上記以外の方	¥1,171	¥1,700	¥712	¥3,583	¥107,490	¥1,424	¥4,295
要 介 護 4	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥780	¥1,400	¥42,000	-	-
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥780	¥1,590	¥47,700	-	-
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥820	¥650	¥780	¥2,250	¥67,500	-	-
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥820	¥1,360	¥780	¥2,960	¥88,800	-	-
	第4段階	上記以外の方	¥1,171	¥1,700	¥780	¥3,651	¥109,530	¥1,560	¥4,431
要 介 護 5	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥320	¥300	¥847	¥1,467	¥44,010	-	-
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥420	¥390	¥847	¥1,657	¥49,710	-	-
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥820	¥650	¥847	¥2,317	¥69,510	-	-
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥820	¥1,360	¥847	¥3,027	¥90,810	-	-
	第4段階	上記以外の方	¥1,171	¥1,700	¥847	¥3,718	¥111,540	¥1,694	¥4,565

②加算項目

○印は全員の方、△印は該当される方のみ加算されます

加算科目	内容	単位	1割負担分 月額(30日)	2割負担分 月額(30日)	3割負担分 月額(30日)
○機能訓練体制加算(Ⅰ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合の加算	12	360	¥720	¥1,080
*個別機能訓練加算(Ⅰ)	理学療法士等が直接訓練を行った際の加算	56	1680	¥3,360	¥5,040
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	理学療法士等が直接訓練を行い、且つ情報を厚労省へ提出した際の加算	20	20	¥40	¥60
○看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護士の配置に対する加算	4	120	¥240	¥360
○看護体制加算(Ⅱ)	24時間の連絡体制の確保、配置基準より1以上多い職員配置等の基準を満たした場合の加算	8	240	¥480	¥720
*医療連携強化加算	感染症、感染症等法律等に定められた状態であり、看護職員による定期的な巡回等を行う場合の加算	58	1740	¥3,480	¥5,220
○夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜間帯に制度上定められた職員数以上の人員を一名以上配置し、かつ看護職員又は登録特定行為業務従事者を配置している場合の加算	13	390	¥780	¥1,170
○看取り加算(Ⅱ)	死亡30日前からの看取り介護に対する加算				
*療養食加算	療養食の提供 ※8単位／1食で算定	8	720	¥1,440	¥2,160
*緊急入所入加算	利用者、家族の状況により、緊急にショートステイを利用した場合の加算	90	—	—	—
*送迎加算(1回)	ショートステイ事業者が送迎を行った場合の加算	184	—	—	—
*認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用開始日より7日間	200	—	—	—
*若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方受け入れに対する加算	120	—	—	—
*再入所栄養連携加算	傾向により食事摂取していた方が、退院し施設戻られた際、食事について多職種でカンファレンスを行い計画を行った際の加算	200	200	¥400	¥600
*ADL維持加算(Ⅰ)	ADL維持に向け、多職種でカンファレンス等をおこない、ケアを実施した際の加算	30	30	¥60	¥90
*ADL維持加算(Ⅱ)	情報提供を厚労省へ提出した際の加算	60	60	¥120	¥180
*栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が、栄養計画をおこない、多職種でカンファレンスをおこない、食事の提供をおこなった際の加算	11	330	¥660	¥990
*口腔衛生管理加算(Ⅰ)	口腔ケア、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った際の加算	90	90	¥180	¥270
*口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生に対して、厚労省へ情報提供をおこなった際の加算	110	110	¥220	¥330
○生活機能向上連携加算	外部の理学療法士等又は医師と共にアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する場合の加算	100	100	¥200	¥300
○科学的介護推進加算(Ⅰ)	厚労省へ情報の提供をおこなった際の加算	40	40	¥80	¥120
○科学的介護推進加算(Ⅱ)	厚労省へ情報の提供をおこなった際の加算	50	50	¥100	¥150
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	職員の勤務体制に関する加算	18	540	¥1,080	¥1,620
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×8.3%				
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×2.7%				

③その他の費用

項目	内容	金額
理美容代	施設での訪問理美容をご利用の場合。 ※利用希望をお知らせください。	2,100円/回
おやつ代	午前・午後提供のおやつ料金	100円/日
教養読書費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
電気代	電化製品をコンセントにて使用される方のみ	60円/月
振込手数料	銀行口座振替をご契約の場合のみ	80円/月

介護老人福祉施設 さわらび 利用料金表 【令和3年8月1日改定】

①基本サービス 【多床室の場合】

課税 区分	内容	保険外費用【A】		①職員の方			②職員の方			③職員の方			
		居住費 （日額）	食費 （日額）	介護サービス 1割負担分【B】	日額の割 【A】+【B】	月額の割 （30日で計算）	介護サービス 2割負担分【C】	日額の割 【A】+【C】	月額の割 （30日で計算）	介護サービス 3割負担分【D】	日額の割 【A】+【D】	月額の割 （30日で計算）	
要介護1	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥0	¥300	¥573	¥873	¥26,190	¥1,146	¥1,446	¥43,380	¥1,719	¥2,019	¥60,570
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥370	¥390	¥573	¥1,333	¥39,990	¥1,146	¥1,906	¥57,180	¥1,719	¥2,479	¥74,370
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥370	¥650	¥573	¥1,593	¥47,790	¥1,146	¥2,166	¥64,980	¥1,719	¥2,739	¥82,170
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥370	¥1,360	¥573	¥2,303	¥69,090	¥1,146	¥2,876	¥86,280	¥1,719	¥3,449	¥103,470
第4段階	上記以外の方	¥855	¥1,700	¥573	¥3,128	¥93,840	¥1,146	¥3,701	¥111,030	¥1,719	¥4,274	¥128,220	
要介護2	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥0	¥300	¥641	¥941	¥28,230	¥1,282	¥1,582	¥47,460	¥1,923	¥2,223	¥66,690
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥370	¥390	¥641	¥1,401	¥42,030	¥1,282	¥2,042	¥61,260	¥1,923	¥2,683	¥80,490
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥370	¥650	¥641	¥1,661	¥49,830	¥1,282	¥2,302	¥69,060	¥1,923	¥2,943	¥88,290
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥370	¥1,360	¥641	¥2,371	¥71,130	¥1,282	¥3,012	¥90,360	¥1,923	¥3,653	¥109,590
第4段階	上記以外の方	¥855	¥1,700	¥641	¥3,196	¥95,880	¥1,282	¥3,837	¥115,110	¥1,923	¥4,478	¥134,340	
要介護3	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥0	¥300	¥712	¥1,012	¥30,360	¥1,424	¥1,724	¥51,720	¥2,136	¥2,436	¥73,080
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥370	¥390	¥712	¥1,472	¥44,160	¥1,424	¥2,184	¥65,520	¥2,136	¥2,896	¥86,880
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥370	¥650	¥712	¥1,732	¥51,960	¥1,424	¥2,444	¥73,320	¥2,136	¥3,156	¥94,680
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥370	¥1,360	¥712	¥2,442	¥73,260	¥1,424	¥3,154	¥94,620	¥2,136	¥3,866	¥115,980
第4段階	上記以外の方	¥855	¥1,700	¥712	¥3,267	¥98,010	¥1,424	¥3,979	¥119,370	¥2,136	¥4,691	¥140,730	
要介護4	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥0	¥300	¥780	¥1,080	¥32,400	¥1,560	¥1,860	¥55,800	¥2,340	¥2,640	¥79,200
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥370	¥390	¥780	¥1,540	¥46,200	¥1,560	¥2,320	¥69,600	¥2,340	¥3,100	¥93,000
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥370	¥650	¥780	¥1,800	¥54,000	¥1,560	¥2,580	¥77,400	¥2,340	¥3,360	¥100,800
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥370	¥1,360	¥780	¥2,510	¥75,300	¥1,560	¥3,290	¥98,700	¥2,340	¥4,070	¥122,100
第4段階	上記以外の方	¥855	¥1,700	¥780	¥3,335	¥100,050	¥1,560	¥4,115	¥123,450	¥2,340	¥4,895	¥146,850	
要介護5	第1段階	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方／生活保護を受給されている方	¥0	¥300	¥847	¥1,147	¥34,410	¥1,694	¥1,994	¥59,820	¥2,541	¥2,841	¥85,230
	第2段階	世帯の全員が市区町村民税課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	¥370	¥390	¥847	¥1,607	¥48,210	¥1,694	¥2,454	¥73,620	¥2,541	¥3,301	¥99,030
	第3段階①	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等80万円超120万円以下の方	¥370	¥650	¥847	¥1,867	¥56,010	¥1,694	¥2,714	¥81,420	¥2,541	¥3,561	¥106,830
	第3段階②	世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で上記第二段階以外の方・年金収入等120万円超の方	¥370	¥1,360	¥847	¥2,577	¥77,310	¥1,694	¥3,424	¥102,720	¥2,541	¥4,271	¥128,130
第4段階	上記以外の方	¥855	¥1,700	¥847	¥3,402	¥102,060	¥1,694	¥4,249	¥127,470	¥2,541	¥5,096	¥152,880	

②加算科目

○印は全員の、＊印は該当される方のみ加算されます

加算科目	内容	単位	①割負担分	②割負担分	③割負担分
			月額(30日)	月額(30日)	月額(30日)
○機能訓練体制加算(Ⅰ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合の加算	12	360	¥720	¥1,080
＊個別機能訓練加算(Ⅰ)	理学療法士等が直接訓練を行った際の加算	56	1680	¥3,360	¥5,040
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	理学療法士等が直接訓練を行い、且つ情報を厚労省へ提出した際の加算	20	20	¥40	¥60
○看護体制加算(Ⅰ)	常勤看護師の配置に対する加算	4	120	¥240	¥360
○看護体制加算(Ⅱ)	24時間の連絡体制の確保、配置基準より1以上多い職員配置等の基準を満たした場合の加算	8	240	¥480	¥720
＊医療連携強化加算	喀痰吸引、褥瘡治療等法令に定められた状態であり、看護職員による定期的な巡視等を行う場合の加算	58	1740	¥3,480	¥5,220
○夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜間帯に制度上定められた職員数以上の人員を一名以上配置し、かつ看護職員又は登録特定行為業務従事者を配置している場合の加算	13	390	¥780	¥1,170
○看取り加算(Ⅱ)	死亡30日前からの看取り介護に対する加算				
＊療養食加算	療養食の提供 ※8単位／1食で算定	8	720	¥1,440	¥2,160
＊緊急入所受入加算	利用者、家族の状況により、緊急にショートステイを利用した場合の加算	90	—	—	—
＊送迎加算(1回)	ショートステイ事業者が送迎を行った場合の加算	184	—	—	—
＊認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用開始日より日間	200	—	—	—
＊若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の方受け入れに対する加算	120	—	—	—
＊再入所栄養連携加算	傾向により食事摂取していた方が、退院し施設民衆した際、食事について多職種でカンファレンスを行い計画を行った際の加算	200	200	¥400	¥600
＊ADL維持加算(Ⅰ)	ADL維持に向け、多職種でカンファレンス等をおこない、ケアを実施した際の加算	30	30	¥60	¥90
＊ADL維持加算(Ⅱ)	情報提供を厚労省へ提出した際の加算	60	60	¥120	¥180
＊栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が、栄養計画をおこない、多職種でカンファレンスをおこない、食事の提供をおこなった際の加算	11	330	¥660	¥990
＊口腔衛生管理加算(Ⅰ)	口腔ケア、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った際の加算	90	90	¥180	¥270
＊口腔衛生管理加算(Ⅱ)	口腔衛生に対して、厚労省へ情報提供をおこなった際の加算	110	110	¥220	¥360
○生活機能向上連携加算	外部の理学療法士等又は医師と共にアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する場合の加算	100	100	¥200	¥300
○科学的介護推進加算(Ⅰ)	厚労省へ情報の提供をおこなった際の加算	40	40	¥80	¥120
○科学的介護推進加算(Ⅱ)	厚労省へ情報の提供をおこなった際の加算	50	50	¥100	¥150
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	職員の勤務体制に関する加算	18	540	¥1,080	¥1,620
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×8.3%				
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(ひと月の①基本サービス費+②各種加算)×2.7%				

③その他費用

項目	内容	金額
理美容代	施設での訪問理美容をご利用の場合、※利用希望をお知らせください。	2,100円/回
おやつ代	午前・午後提供するおやつ料金	100円/日
教養紙筆費	実際に利用された経費をいただきます。	実費
電気代	電化製品をコンセントにて使用される方のみ	60円/日
振込手数料	銀行口座振替をご契約の場合のみ	80円/月